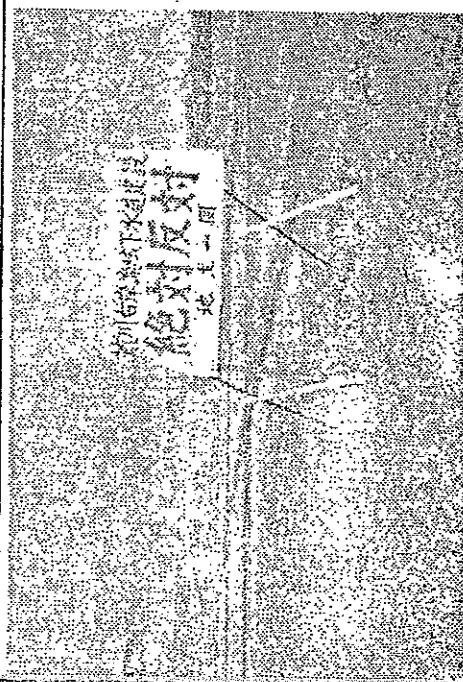


元山右岸圖錄

H 466.6.10



12市町下水道
終業報告

和光生致人也

「田中がいつの間にか田舎者になってしまった」

國語第十卷
國語第十一卷
國語第十二卷
國語第十三卷
國語第十四卷
國語第十五卷
國語第十六卷
國語第十七卷
國語第十八卷
國語第十九卷
國語第二十卷
國語第二十一卷
國語第二十二卷
國語第二十三卷
國語第二十四卷
國語第二十五卷
國語第二十六卷
國語第二十七卷
國語第二十八卷
國語第二十九卷
國語第三十卷
國語第三十一卷
國語第三十二卷
國語第三十三卷
國語第三十四卷
國語第三十五卷
國語第三十六卷
國語第三十七卷
國語第三十八卷
國語第三十九卷
國語第四十卷
國語第四十一卷
國語第四十二卷
國語第四十三卷
國語第四十四卷
國語第四十五卷
國語第四十六卷
國語第四十七卷
國語第四十八卷
國語第四十九卷
國語第五十卷
國語第五十一卷
國語第五十二卷
國語第五十三卷
國語第五十四卷
國語第五十五卷
國語第五十六卷
國語第五十七卷
國語第五十八卷
國語第五十九卷
國語第六十卷
國語第六十一卷
國語第六十二卷
國語第六十三卷
國語第六十四卷
國語第六十五卷
國語第六十六卷
國語第六十七卷
國語第六十八卷
國語第六十九卷
國語第七十卷
國語第七十一卷
國語第七十二卷
國語第七十三卷
國語第七十四卷
國語第七十五卷
國語第七十六卷
國語第七十七卷
國語第七十八卷
國語第七十九卷
國語第八十卷
國語第八十一卷
國語第八十二卷
國語第八十三卷
國語第八十四卷
國語第八十五卷
國語第八十六卷
國語第八十七卷
國語第八十八卷
國語第八十九卷
國語第九十卷
國語第九十一卷
國語第九十二卷
國語第九十三卷
國語第九十四卷
國語第九十五卷
國語第九十六卷
國語第九十七卷
國語第九十八卷
國語第九十九卷
國語第一百卷

聞くるやうの「小説」の「小説」は、本來の意味では、小説的書物のことをさすが、日本では、その意味を失いつつ、現在では、小説的書物のことをさす。たゞ、この「小説」の「小説」は、本來の意味では、小説的書物のことをさすが、日本では、その意味を失いつつ、現在では、小説的書物のことをさす。

「庄司屋敷の御用」などと、夏目
鏡子が歌ひたてた歌謡曲で、
喜多川歌麿の浮世絵で描かれて
ゐる。江戸の女房の歌謡曲で、
その歌詞が「庄司屋敷の御用」
などとあるので、この歌謡曲を「
庄司屋敷の御用」などといふ。
喜多川歌麿の浮世絵で、歌謡曲
の歌詞が「庄司屋敷の御用」などと
あるので、この歌謡曲を「庄司屋
敷の御用」などといふ。

長安凱旋の而御船内に君臣同樂する。國
賓客を備後守田代が奉る。此の事は
之。而後ノ船出は國外へ、圓舟君
の御乗葉。母題出川守の國外
を以て御上御出立す。其の事は
「御上御出立」也。是の事は
是當年御出立御船内に君臣同樂
の事。國外ノ船出は國外へ、圓舟君
の御乗葉。母題出川守の國外
を以て御上御出立す。其の事は
「御上御出立」也。

ハニヤウスケの意図は、この事件を機に、日本政府の威信を高め、國民の士氣を鼓舞するためである。一方で、この事件は、日本が世界に開かれていく過程で、外國との接觸や対立によって生じる問題を示すものであり、その解決策を見出すためにも、この事件を機に、日本の政策や外交方針を改めて検討する必要がある。



斯蒂芬森：「英國只有自己才能有這樣一個水瓶供你選擇。」然後，「我會把另一個送給你，因為那樣你就可以知道哪一個比較好。」

下水道工事反対で地主たちが立てた看板
「西郷町水道、川越、新座、明
神、猪俣、久喜、南埼玉、北埼
玉、大里、羽生の八箇町に連絡する
鐵道橋十六号の築造工事。各町
町はこの辺にさわれ水道
管をつなぐ。木立が茂盛であ
るところ、鉄道橋十六号の築造工事
の工事で水を失ふ。」と同水道改修工事
前進會」と同水道改修工事
を主張した大正署。既に一番
万人の賛成賛成を持つ終始賛成
者達、五年前に第一遷都を
開始するため新宿に西郷町建設
から始めたとした。

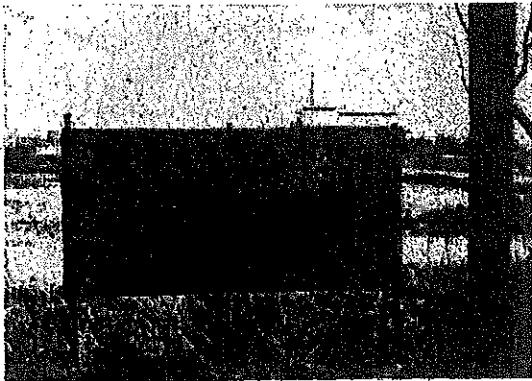
西郷町新宿改修工事は、同水
道改修工事と並んで、同水道
はさうして、新田川、鶴川、東京
外環状道路(走行)、水道路
に沿って西郷町を北千人、四平方
キロメートルに亘る幅員約15メートル

甲川關係

精玉 H 48.2.12

中川流域下水道終末処理場などの建設

三郷住民 死活問題と反対運動



絶対反対の構えをみせる反対同盟の立て看板

造排水処理場は、同市葛西町、住塚、茂井井にまたがる約六十二㌶の面積を必要とし、一日給水能力二百三十万立方㍍を東西四十五万戸民に供給するという。総投資七百億円。年内に着手し、六十五年度完成を予定している。

また、下水処理場の東側に接する水堀は、東京湾の第四次利水である。

このほか、処理場の西側に接する東京外環と、葛西臨海通り線

“寝耳に水”地元説明会

関係七地 区の代表 市、県、都に陳情展開

農地の大半奪う

から十四日まで市販化決定の総覽を行ない、都は二月六日に地元説

に頗るしている。市内は、主として、山地の北側に位置する。市域は、南北に長く、東西に狭い。中心部に一軒の家もない、広大な郊外地帯が残っている。市は四十七年、知事の請願に基して農業振興地域の指定を受上している。この答申を行なつたが、この地帯は、土地改良事業を終わつて八年、三舞市内でも、大型トランクターナーを使ふ水耕田の機械化、施設化が、市内に普及り、バセリなどの高級西洋野菜の栽培農家が多く、いずれも農業が成功している農業農家が多いだけに、問題は深刻だ。

デエンジンの建設用地九千七百六十公頃の農地が公共施設用地として必要になつたため、ここに生活の基盤をおく地元七地区の農民の大半は耕作面積のほとんど、即ち、半は平均一石七十、八十石の土地を一石に失い、難波半島農業をしいらるる損害は火を見るより明らかかと、反対運動に乗り出した。同市に異都が羽の矢立てたのは山川流域で一番下流においている東郷郡に隸屬しているが、山川沿ってアーチ型に造築している同市の地形から、中心部に二つの空堀あな、左大な右小の構造となつていて、この構造合図(矢口利根組食)をつくつて法螺渓防により、年間一回の定期河川では、道筋をへるむなに使いつて河川の収益をあげている慶太郎、約五七点の農業は西十七年度収穫見込み一億三千万円の代替地費を課税課が倍りして、その利息を支拂つておれど、そのやせぎを取らば始まらないまま今度はふつていたまつた處までも、この出井に対する側は、終業下水処理施設によつて、三郷市の下水道計画が促進され、市川町周辺にかかる八農業は全額が計画用に地に入る。

中でもセロビ、サクタ、
リを主体で、高級西洋菓子づ
に成功している市渋江地区
度は頗る盛んだ。同地区は二十年

よく話し合ひ、精神はく然としてゐる。それで、さうした方向へ向かひたい」と、彼女は立場をとつてゐる。淨水場については、三郷市の水不足を供給してもらつて貰ひ、それをうけたまつて、話合いを迫りてい
る。
〔園地主 岩崎義重〕（假）
妙の代議者の一人、車庫、櫻井、岩崎草太さんには、「戦後行政」という立場から、その必要性はわかるが、抜き当りに何の相談もなく、一轍に廃地を取り上げられるのは死活問題だ。県都と市で、先は違うが、生活権を奪われる根柢等は同じなので、單々に会合を止めてしまいたくない。ま
た、廃棄場所の問題で、精神的苦痛は深刻だ。それで、さうした方向へ向かひたい」と、彼女は立場をとつてゐる。淨水場については、三郷市の水不足を供給してもらつて貰ひ、それをうけたまつて、話合いを迫りてい
る。
〔園地主 岩崎義重〕（假）
妙の代議者の一人、車庫、櫻井、岩崎草太さんには、「戦後行政」という立場から、その必要性はわかるが、抜き当りに何の相談もなく、一轍に廃地を取り上げられるのは死活問題だ。県都と市で、先は違うが、生活権を奪われる根柢等は同じなので、單々に会合を止めてしまいたくない。ま
た、廃棄場所の問題で、精神的苦痛は深刻だ。それで、さうした方向へ向かひたい」と、彼女は立場をとつてゐる。
淨水場建設のため幾度地七ヶ所がかかる費用を算定するも、『開拓市町村五七九』には、満洲西洋鉄道の施設監理課が成功している一人。
が、どうしてか、いつの間にかわからなくなってしまったのかわから
ない。しかも、地元との何の話し合
いも知らないまま机上プランを押しつける若成は時計れない。い
ままで平成の後援者を育ててきて
いるの新規の夢を打ち破くよう

「強いためにやめたが」など、親友の反対の意を示す。

荒川右岸流域下水道
基本計画調査報告書

昭和46年3月

社団法人日本下水道協会

序

本会は昭和45年10月埼玉県の委託により荒川右岸流域の埼玉県下8市4町にわたる区域を対象とする下水道基本計画を策定することとなり、関係分野の学識経験者をメンバーとする委員会を構成して、調査を行ない、この報告書の成案を得たものであります。

これは琵琶湖周辺下水道基本計画・矢作川流域下水道基本計画などにおいて採用された手法に準拠して作成し、また下水道の根幹施設の配置などについては特にコンサルタントを活用して、十分なる討議が注がれております。

なお、この機会に本調査のために御尽力いただいた委員各位に対して、深く感謝の意を表する次第であります。

観 日 本 下 水 道 協 会

委 員 の 構 成

荒川右岸流域下水道基本計画調査委員会

委員長 荒川左岸流域下水道組合建設局工務部長 遠山 啓
委員 京都大学助教授 工学博士 内藤 正明
"埼玉県土木部都市施設課長 松田 功
" 大井上 宏
" 堀 武
" 水谷 憲爾
" 日本下水道協会技術部長 上甲 章
幹事 埼玉県土木部都市施設課下水道係長 村上 貞夫

目 次

第 1 章 荒川右岸流域の概況

1 - 1	計画区域の位置	1
1 - 2	地 勢	3
1 - 3	土地利用現況	4
1 - 4	気 象 特 性	7
1 - 5	河 川 現 況	8
1 - 6	交通施設現況	11
1 - 7	清掃施設現況	17
1 - 8	下水道現況	17

第 2 章 荒川右岸流域の開発計画

2 - 1	開 発 の 動 向	20
2 - 2	将来人口予測	22
2 - 3	土地利用計画	25
2 - 4	生活用水量予測	27
2 - 5	工事用水量予測	28

第 3 章 汚濁負荷予測

3 - 1	家 庭 下 水	35
3 - 2	工 場 排 水	35

第 4 章 最適化計算

4 - 1	埼玉県区域の最適化	38
4 - 1 - 1	排水区域および排水区の選定	38
4 - 1 - 2	処理場補修地の選定	38
4 - 1 - 3	補修幹線ルートの選定	47

4-1-4	最適化計算のモデル	47
4-1-5	費用関数と設計基準	49
4-1-6	計算の手順	51
4-1-7	計算結果	52

第5章 放流河川水質

5-1	水域の水質環境基準	59
5-2	水質現況	61
5-3	水質予測	61

第6章 下水道基本計画

6-1	計画区域および排水区	65
6-2	排水面積、人口、および汚水量	66
6-3	幹線系統	66
6-4	ポンプ場施設	117
6-5	処理場施設	117
6-6	概算工事費	121
むすび		123

まえがき

このたび埼玉県の委託により、県下8市4町にわたる区域を対象とする荒川右岸流域下水道基本計画を策定することになり、関係分野の学識経験者のご協力を得て調査検討した結果、ここに報告書をまとめることができた。

最適案の作成に当っては、琵琶湖周辺下水道基本計画、矢作川、境川流域下水道基本計画などにおいてとられた手法に準拠して負荷量予測、下水道建設費および維持管理費などの検討を行なうとともに、根幹的施設の配置については、できるだけ実現が可能となるように地域性を考慮した。また、本計画区域は、首都圏の40km圏内にあって東京のベットタウンとして急速に発展し続けており区域内の過半数の都市は、都市環境の整備の必要性から既に下水道建設途上にあるため、それらの都市の下水道計画や既設の施設との調整が必要であった。

なお、本流域下水道が建設された際の荒川水域へ与える水質の影響については、建設中の東京都の下水道や荒川左岸流域下水道等との関連を考慮しなくてはならないので、時間的制約もあり、言及できず残念であった。

昭和46年3月

荒川右岸流域下水道基本計画調査委員会

委員長 遠山 啓

荒川右岸流域下水道終末処理場建設に伴う要望書

(平成26.8.27 和光市長より)

当市に荒川右岸流域下水道終末処理場を建設する場合は、下記の条件を付ける。

1. 終末処理場建設区域内の居住者の移転については、特別の配慮をすること。

(1) 現在の宅地面積を確保すること。

(2) 家屋移転の補償を充分にすること。

2. 用地買収について

現在民有地であると同時に、耕作地であるため、終末処理場建設区域内しか所有しない権利者も多数いるため、今後の生活設計もあるので、条件を良くして買収すること。

3. 終末処理場の建設時期を当市の計画に合せること。

当市の公共下水道計画は、昭和50年を第1期の処理開始と予定して、受益者負担金を徴収する予定になつてるので、この計画に必ず合せるよう建設を進めること。

4. 負担金を免除すること。

当市は、荒川右岸流域下水道の末端に位置するため、幹線管渠の布設は皆無であり、管渠及びポンプ場に対する負担は出来ない。

又処理場用地にしても、各市の汚水を共同処理するため、当市の蒙る損害は非常に大きいものがある。この観点から負担金について免除すること。

5. 終末処理場の構造は、地下式とすること。

当市は、ご承知のように行政面積11.58km²のうち、米軍接収地及び自衛隊等に使用される面積も大きく、又今回の処理場建設を予定している地域は、当市のマスタープランによると、モータリゼーションの普及により、自動車利用による客を主対象とするショッピングパークを計画し、レクリエーション及びレジャーとの統合を行なう総合的開発計画を持つている。
上記の理由により右岸流域下水道の処理場は、地下式とし地上部分は運動公園として和光市民の利便

を図ること。又管理棟については、会議室を多

く計画して住民の集会場として使用出来るよう考
慮すること。

公園の賃壠権は県とし、使用権は市とする。

6. 公害防止には万全の措置をすること。

水質及び臭気については、万全の措置をして周
辺の住民に影響をおよぼさないよう措置すること。

7. 予算配分については、当市の計画に合せて配
分すること。

国庫補助金、県費補助金及び起債については、
当市の計画に即応するよう配分すること。

8. 終末処理場運転開始後の費用負担の軽減を計
ること。

終末処理場は公共施設として免税になるため、
固定資産税の減少に見合う額について、費用負担
の軽減をはかること。

9. 終末処理場用地について将来の拡張は絶体せ

ぬこと。

10. 耕作用揚水機の維持管理について

終末処理場の設置により、耕作者が減少する

ため、揚水機の維持管理の経費負担が、他の殘
存耕作者にかかることとなるので、この経費に
ついては配慮すること。

11. 上記以外に土地所有者からの要望について
は、最善の努力をして、その要望に応ずるこ
と。

中川流域下水道の県都市計画審議会議事録要旨

1. 昭和48年3月5日 第23回都計審

- ・定例の都計審ということで、中川流域下水道の都市計画決定を含む32案件あり
- ・中川流域関係では、松田下水道課長から議案説明、特別参加の三郷市長からの意見陳述、都計審議長からの意見後に採決となっている。

1) 松田下水道課長説明要旨

- ・計画諸言の説明後に、都浄水場の関連もあり地元折衝に時間を要したがようやく計画決定に持ち込む段階になった
- ・縦覧結果、3通りの意見書の提出があった。

1番目の意見書（25名）反対理由

- ① 中川流域9市8町の下水処理を我々だけが負担するのは不合理
- ② 農業基盤整備を実施した穀倉地帯で、農家の暮らしに重大な影響がある
- ③ 河川敷の利用など適地の再選択をすべき
- ④ 工場排水等の重金属によるあらたな公害をまねくおそれあり
- ⑤ 悪臭公害が発生するおそれあり

2番目の意見書（68名）反対理由

- ① 専業農家の生活基盤が失われる
- ② 農業後継者から希望をむしり取るもの

3番目の意見書（114名）反対理由

- ① 土地改良事業完成間際の優良農地であり、農家に取り死活問題
- ② 9市8町で公平に分担すべき

○意見書に対する下水道課と考え

農業経営は、農林部等とも十分に協議しながら誠意をもって対応していく

河川敷利用は、62haの土地は無理である

・関係市の意見

三郷市以外は賛成、三郷市からは市審議会の反対意見をもとに計画変更の要望あり

- ① 農業経営希望者がおり、計画規模を縮小されたい
- ② 元荒川を含む中川左岸流域と中川右岸流域に分割できないか

○市の意見書に対する下水道課の考え

面積は、三次処理を含めると62haの面積が必要

分割案は、右岸で84%左岸で16%の比率となり右岸側に用地を確保するのは困難

2) 三郷市長の意見陳述

- ・中川流域下水道事業には大賛成だが、意図に反し否の答申をしなければならなくなった
- ・外郭環状道路と常磐高速道路のインターチェンジが計画決定され、首都高6号が測量中

- ・この状況下で、土地改良済みの優良農地に対し下水処理場（62ha）、都浄水場（32ha）、市役所が計画化され、全農地がつぶれることになり農家が反対している
- ・処理場予定地は最初に中川対岸の八潮市に計画されたが、国の改修計画に抵触することから三郷側に急に変わった。対岸の堤外地農地を利用すべきではと農家が反対している
- ・私は賛成の立場で説得をしてきたが、市都計審も反対意見であり、少し時間をいただき関係者と協議したいので継続審査を望む

3) 議長意見

- ・三郷市長には大変お骨折りを願っている。少し時間をもらい関係者を説得したいという事であり継続審査の採決をとる。

2. 昭和48年3月28日 第24回都計審

- ・年度末の臨時の都計審であり、中川流域の1案件のみ
- ・松田下水道課長から議案説明、委員からの意見を聞き採決

1) 松田課長説明要旨

- ・前回の審議会の後に、市当局とも6回交渉し、市長も住民に会い説得をされ、反対ゼロではないが明るい方に向かっている状況にある
- ・今年度分として1億円の事業内示があり、今年度から越谷と草加市の事業に着手した
- ・処理施設の配置等に考慮し、極力面積縮小の努力をする方向で市の了解を得たので再提案した
- ・この機会を逃すと、流域下水道の次の採択が49年まで認められない状況もある

2) 審議委員3名からの意見

- ・地域住民の意思をくみ取ることと用地縮小の努力をすることを付帯決議として原案を通してはいかがか

3) 議長採決

- ・事業実施に当たり地元の意見を十分検討し、用地は縮小するよう努力する付帯条件を付して採決をとる

建設会館示一九
(昭和48年3月5日)

第23回埼玉県都市計画審議会議案

議第521号～議第552号(平2年)

埼玉県

食環セシターホール
(昭和48年3月28日)

第24回埼玉県都市計画地方審議会議案

議第532号 草加、越谷、川口、浦和、岩槻、春日部、庄和、幸手、蓮田及び

上尾都市計画下水道の決定について

1頁

埼玉県